

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百二十三条第七項及び第八項の規定に基づき、金融庁長官が定める資産等を次のように定め、平成二十七年十二月一日から適用する。

平成二十六年 月 日

金融庁長官 畑中龍太郎

（金融庁長官が定める資産）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第七項に規定する金融庁長官が定める資産は、次に掲げるものとする。

一 現金

二 金

三 中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体若しくは国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イ

スラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリテイ及び欧州評議会開発銀行に限る。）又は我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構若しくは政府関係機関（次号においてこれらの者を「特定発行体」という。）の発行する債券のうち当該債券に係る債務が履行されない確率が千分の七十五以下であると見込まれるもの（証拠金の貸付又は預託をする者又はその親会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十六第三項に規定する親会社等という。以下この条において同じ。）、子会社等（同項に規定する子会社等という。以下この条において同じ。）若しくは親会社等の子会社等（当該者を除く。）が発行するものを除く。）

四 特定発行体以外の者が発行する債券（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号。以下「算出基準告示」という。）第一条第五十七号に規定する再証券化証券等に該当するものを除く。）のうち当該債券に係る債務が履行されない確率が百分の一以下であると見込まれるもの（証拠金の貸付又は預託をする者又はその親会社等、子会社等若しくは親会社等の子会社等（当該者を除く。）が発行するものを除く。）

- 五 指定国（算出基準告示第一条第三十八号に規定する指定国をいう。）の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式又は株式に転換する権利を付与された社債（証拠金の貸付又は預託をする者又はその親会社等、子会社等若しくは親会社等の子会社等（当該者を除く。）が発行するものを除く。）
- 六 投資信託等（投資信託その他これに類する商品をいう。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げる全ての条件を満たすもの（証拠金の貸付又は預託をする者又はその親会社等、子会社等若しくは親会社等の子会社等（当該者を除く。）が発行するものを除く。）
- イ 投資対象が前各号に掲げるものに限定されていること。ただし、当該投資信託等が投資している資産に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるためにデリバティブ取引を用いることを妨げない。
- ロ 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。
- （金融庁長官が定める割合）

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第八項に規定する資産に係る割合として金融庁長

官が定める割合は、現金、金及び前条第五号に掲げるものについては、次の表の一の項の第一欄に掲げる資産の区分に応じ、同表の第四欄に定める割合とし、同条第三号及び第四号に掲げる債券については、同表の二の項の第一欄に掲げる資産の区分、同表の第二欄の債券に係る債務が履行されない確率の区分及び同表の第三欄の残存期間の区分に応じて同表の第四欄に定める割合とし、前条第六号に掲げるものについては同号に掲げるものの投資対象に適用される同表の第四欄に定める割合のうち最も高いものとする。

		一 現金		二 前条第三号に掲げる債券		第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
		前条第五号に掲げるもの		千分の一以下					
千分の一超百分の一以下	一年以下			一年以下				零	
	五年超			一年超五年以下				百分の十五	百分の一
								百分の十五	百分の四
								百分の十五	百分の二

前条第四号に掲げる債券 (算出基準告示第一条第 五十六号に規定する証券 等)		前条第四号に掲げる債券 (算出基準告示第一条第 五十六号に規定する証券 等)		前条第四号に掲げる債券 (算出基準告示第一条第 五十六号に規定する証券 等)		前条第四号に掲げる債券 (算出基準告示第一条第 五十六号に規定する証券 等)		前条第四号に掲げる債券 (算出基準告示第一条第 五十六号に規定する証券 等)		前条第四号に掲げる債券 (算出基準告示第一条第 五十六号に規定する証券 等)	
百分の一超百分の七十五以下		百分の一以下		百分の一超百分の一以下		百分の一以下		百分の一超百分の一以下		百分の一以下	
一年超 一年以下		一年超五年以下 一年以下		一年超五年以下 一年以下		一年超五年以下 一年以下		一年超五年以下 一年以下		一年超五年以下 一年以下	
百分の三 百分の六		百分の八 百分の十二		百分の六 百分の十二		百分の八 百分の十二		百分の四 百分の八		百分の一 百分の十五	

		に限る。)	
五年超	一年超五年以下	百分の二十四	百分の十二

2 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第八項に規定する通貨に係る割合として金融庁長官が定める割合は、百分の八とする。